## 鹿児島市行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るために行政評価を実施するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 政策 総合計画の基本構想に示す基本目標をいう。
- (2) 施策 総合計画の基本計画に示す基本施策をいう。
- (3) 事務事業 総合計画の事務事業体系表に記載された事業のうち、政策的要素の強いものをいう。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、政策、施策及び事務事業とする。

(行政評価の種類)

- 第4条 行政評価の種類は、次のとおりとする。
- (1) 政策·施策評価
- (2) 事務事業評価

(行政評価の実施方法)

- 第5条 行政評価の実施方法は、次の各号に掲げる行政評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 政策・施策評価 事業担当局による分析を踏まえて、第8条に定める第三者機関の評価により行うものとする。
- (2) 事務事業評価 事業担当課における一次評価及び一次評価の結果を踏まえて、総務局長、企画財政局長、総務 局総務部長、企画財政局企画部長及び企画財政局財政部長により構成する行政改革推進本部行政評価部会が行う二次評価により行うものとする。

(結果の公表)

第6条 行政評価の結果については、公表するものとする。

(結果の活用)

第7条 政策・施策評価は、新たな総合計画の策定の検討に活用するものとし、事務事業評価は、総合計画の進行管理に活用するとともに、予算編成作業に反映させるものとする。

(第三者による評価)

第8条 行政評価の客観性及び透明性を高めるための第三者による評価は、別に定める鹿児島市行政改革推進委員会が行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(省略)

## 鹿児島市行政評価実施要領

参考資料(3)

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市行政評価実施要綱(平成16年4月20日制定)に定めるもののほか、行政評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行政改革推進本部行政評価部会の設置)

- 第2条 行政改革推進本部行政評価部会(以下「部会」という。)は、次に掲げる職にある者をもって構成する。
- (1) 総務局長
- (2) 企画財政局長
- (3) 総務局総務部長
- (4) 企画財政局企画部長
- (5) 企画財政局財政部長
- 2 部会長は、総務局長とする。
- 3 副部会長は、企画財政局長とする。

(部会長及び副部会長の職務)

- 第3条 部会長は、部会を総括する。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、副部会長及び部会員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

- 第5条 行政評価の二次評価の実施について、具体的な事項を検討するため、次に掲げる職にある者をもって構成する幹事会を設置する。
- (1) 総務局総務部行政管理課長
- (2) 企画財政局企画部政策推進課長
- (3) 企画財政局財政部財政課長
- 2 座長は総務局総務部行政管理課長とする。
- 3 座長の職務及び幹事会の会議については、それぞれ第3条第1項及び第4条の規定を準用する。 (行政評価の対象)
- 第6条 行政評価の対象となる総合計画に掲げる政策は、基本構想に示す基本目標とする。
- 2 行政評価の対象となる総合計画に掲げる施策は、基本計画に示す基本施策とする。
- 3 行政評価の対象となる事務事業は、政策的要素の強い継続事業とする。 (結果の公表の方法)
- 第7条 行政評価の結果の公表は、本市のホームページへの掲載並びに市政情報コーナー及び各支所における書面の 備え付けによるものとする。

付 則

(省略)